

茨木市と国立大学法人奈良女子大学との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下、「甲」という。）と国立大学法人奈良女子大学（以下、「乙」という。）が、健康、文化、教育・研究、環境、産業、国際交流及び協働によるまちづくり等のさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力する

- (1) 両者の人的・知的資源の交流に関する事項
- (2) 両者の共同による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、原則として両者が各々応分に負担する。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

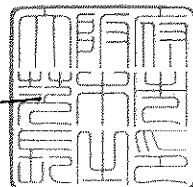
本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

平成29年（2017年）11月16日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長

福園 洋



乙 奈良市北魚屋東町

国立大学法人奈良女子大学

学長

今岡 春穂

